別府市議会基本条例

条例の概要

別府市議会

なぜ議会基本条例が必要か?

これまでも別府市議会の活性化を図るため、他市に遅れることなく、精力的な議会改革に取り組んできました。

- ・市民と議会との対話集会の実施(3年目)
- ・政策条例の取り組み(協働のまちづくり、政治倫理)
- ・議決結果・賛否の公表、政務活動費の公開

この議会改革の動きを後退させることなく、継続のための普遍的なルールづくりが、今こそ、大切です。

基本条例を制定し、公開することにより、別府市議会、別府市議会議員としての活動が評価されやすくなる。

全国の市町村議会の制定状況

- 全国市議会議長会調査(平成26年12月末現在)813市中 401市 が制定(制定率 49.3%)
- 早稲田大学マニフェスト研究所(平成26年3月末現在) 全国の市町村議会 全体で 41%が制定 市では 51%
- 大分県下14市議会の制定状況14市中 10市 が制定済(中津市は制定予定)未制定・・・臼杵市、宇佐市、別府市

条例の構成【前文・10章・全26条】

```
前文
第1章
    目的
第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則
第3章 市民と議会との関係
第4章
   議会と行政との関係
第5章 自由討議の保障と拡大
第6章 委員会の活動
```

第8章

第7章 政務活動費 議会及び議会事務局の体制整備 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第10章 最高規範性と条例の検証及び見直し手続

条例の実効性を確保するための、関係要綱、運用指針及び運用例

(第8条関係)

「市民と議会との対話集会等」実施要綱(全部改正)

(第9条関係)

反問、反論及び文書質問に関する要綱 反問、反論及び文書質問の運用指針について 反問、反論の具体的な運用例

(第13条関係)

自由討議実施要綱

(第14条関係)

別府市議会政策研究会に関する要綱

別府市議会基本条例

10の特徴

1 歴史と伝統の 「一間一答制」のさらなる推進

(前文、第9条)

別府市議会は、

大正13年4月1日の市制施行以来、

本会議での質疑に当たっては一貫して

「一問一答制」を実践しています。

今後も、この歴史と伝統を大切にします。

2 議会運営の6つの原則

(第2条)

市民の代表にふさわしい、 身近で開かれた議会を実現していくために 必要な議会運営の原則を定めています。

- ① 公開性、公正性、透明性の確保による 市民に開かれた信頼される議会
- ② 議事機関として市政運営の監視
- ③ 市民の多様な意見の把握
- ④ 議員相互間の討議による合意形成
- ⑤ 委員会条例や会議規則等の精査と見直し
- ⑥ 分かりやすい言葉や表現による議会運営

3 議員活動の3つの原則

(第3条)

議会は、「言論の府」として、 多数の議員による 合議を重視する組織であり、 その役割を果たすための原則を定めています。

- ① 議員間の自由な議論の尊重
- ② 市民の多様な意見の把握
- ③ 議員立法による積極的な条例提案

4 災害時等の危機管理対応

(第6条)

大規模災害等

緊急事態の発生時に対する議会の対応について定めています。

5 市民参加及び市民との連携

(第7条、第8条)

市民参加及び市民との連携を基本として、議会が市民に対して果たすべき重要な責任を定めています。

- ① 議会活動に関する情報の積極的公表
- ② 市民との意見交換の場の活用による政策提案の拡大
- ③ 請願者や陳情者に対する意見を聴く機会の確保
- ④ 日曜議会等による傍聴機会の拡大
- ⑤ 市民と議会との対話集会等の開催

6 議会と市長等との緊張関係の保持

(第9条、第11条、第12条)

- 二元代表制における議会と市長等は、 常に緊張関係を保持し、 会議の論点や争点などを 明確にするための具体的な手段を定めています。
- ① 反問権、反論権の付与
- ② 文書質問の制度化
- ③ 議決すべき事件の積極的検討
- ④ 決算審査における議会の評価(事業評価制度の導入)

反間について

議会の審議(議案質疑、一般質問)において、 議長又は委員長の許可を得て、議員の質問 に対して、問い返すこと(反問権という)。

- 質問の趣旨又は根拠を確認する場合
- 考え方を確認する場合

ただし、対案を求めることは認めていない。 反間権行使中は、持ち時間を停止する。

反論について

議会の審議において、議長又は委員長の 許可を得て、議員または委員からの条例 の提案、議案の修正、決議等に対して、反 対の意見や建設的な意見を述べること(反 論権)。

- 質問の趣旨又は根拠を確認する場合
- 考え方を確認する場合
- 反対の意見又は建設的な意見を

述べる場合

文書質問について

- (1) 文書質問ができる期間は、会期中を除く期間。
- (2) 文書質問の内容は、一般質問に相当する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載し、議長に提出。
- (3) 提出された質問書は議長から市長等に送付。
- (4) 市長等は、速やかに答弁書を議長に提出。答弁書を提出できない場合は、その理由を連絡するものとする。
- (5) 議長は、提出できない連絡を受けたときは、速やかに質問者にその旨を連絡するものとする。
- (6) 議長は、答弁書の提出を受けたときは、当該質問者に送付。
- (7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で 保存し、全議員に配布するものとする。
- (8) 質問書及び答弁書の内容は、市議会公式ホームページで公開。
- (9) 文書質問は、緊急性等、直ちに必要な事項とし、市長等の職務 に支障が生じると思われる場合は、議長においてその取扱いを 調整する。

7 自由討議の保障及び拡大

(第13条、第14条)

議会は討論の場(言論の府)であることから、 議員間の自由討議を重視した運営や 政策の立案などが 十分に行える場づくりを定めています。

- ① 議員相互の自由討議
- ② 政策立案や政策提言のための政策研究会の設置

8 委員会における参考人制度や公聴会制度の十分な活用

(第15条)

委員会の運営では、

多様な意見聴取の手法として

- ① 参考人制度
- ② 公聴会制度

の活用を定めています。

9 議員研修の充実強化と 他の自治体の議会との交流と連携

(第17条、第21条)

議員の資質の向上や 政策形成及び立案能力の向上のための

- ① 研修の充実
- 2 他の市議会との交流と連携

を定めています。

10 別府市議会における最高規範

(第25条)

この条例は、

別府市議会における最高規範 であること を明確にしています。